

別紙2（第11条関係）

特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼職員の旅費支給要綱

特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼職員給与規程第11条に基づき、次のように定める。

平成20年4月1日

改正 平成27年4月1日

公務のため会議等の出席が必要な場合は、職員の旅費に関する下記内規を適用して旅費を支給する。職員は、会議等の内容を明記した別紙「様式第7号」旅行命令簿を開催当日までに事務局へ提出し、事務局長の承認を得なければならない

職員の旅費に関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、職員の旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（普通旅費）

第2条 職員が職務のため旅行したときは、1旅行ごとに下記表による旅費を支給する。

2 旅費は、順路によりこれを計算する。

（車賃）

第3条 車賃は、通常の有料交通機関の利用にあつては実費を支給し、やむを得ず事務局長の許可を得て前記以外の交通手段による場合は、路程1キロメートルにつき20円を支給する。ただし、市の公用車又は市が借り上げた車両を使用した場合はこれを支給しない。

2 前項の車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

	市内	県内	県外	鉄道、船、航空の 各賃は、普通旅客 運賃を支給
日当（1日につき）	—	—	850円	
宿泊料（1夜につき）	7,000円以内	10,000円	12,000円	
付記	新潟県内の日帰り旅行の場合の日当は、支給しない。			

自家用車によるクラブの間の移動に対する交通費の表に石打、蕨神及び上田を加え別表を次のとおり改める。

(単位 円, km)

	六日町	北辰	城内	大巻	五日町	上関	五十沢	三用	中之島	大崎	石打	藪神	上田
六日町	-	1.7	7.8	5.2	7.1	11.6	7.8	18.4	8.3	10.9	8.6	10.2	4.8
北辰	30	-	7.0	3.5	5.6	12.8	6.9	17.1	9.0	10.0	9.5	8.6	6.0
城内	160	140	-	4.0	5.2	18.5	5.5	12.8	14.9	5.6	15.7	8.9	12.2
大巻	100	70	80	-	2.2	16.2	7.2	13.2	12.1	7.5	12.8	5.4	9.6
五日町	140	110	100	40	-	18.3	9.9	11.3	14.2	4.6	15.0	3.4	11.5
上関	230	260	370	320	370	-	19.0	28.8	6.5	22.1	3.5	20.9	10.0
五十沢	160	140	110	140	200	380	-	17.3	15.3	11.1	16.0	12.8	12.2
三用	370	340	260	260	230	580	350	-	25.1	7.1	26.6	9.2	21.9
中之島	170	180	300	240	280	130	310	500	-	18.4	3.6	17.0	3.9
大崎	220	200	110	150	90	440	220	140	370	-	19.1	3.5	15.3
石打	170	190	310	260	300	70	320	530	70	380	-	18.1	7.5
藪神	200	170	180	110	70	420	260	180	340	70	360	-	14.6
上田	100	120	240	190	230	200	240	440	80	310	150	290	-

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。